

「生産組合ペルサルーテ」での活動

この記事を書いているのが1月5日、昨年12月をもちまして、私たち阿井家も小野町にお世話になるようになってから1年となりました。私たちは冬も比較的暖かい静岡県出身ですので、昨年12月会津大学へ公開講座を受けに向かった時、路面が凍結した高速道路などを走るのは人生で初めての経験でした。地域の皆さんには雪のことや凍結の対策などはもとより、生活の細部にわたるまで「なにか困った事はないかい?」と気にかけていただき、大変心強く思いました。

仕事においても私が業務でお世話になっている黒にんにくの生産組合ペルサルーテの皆さんには農業と素人の私に根気よく付き合ってください、「基本のき」から教えていただきました。

それでもいただいた種や苗をうまく育てることができず、全滅させてしまったこともありました。そんな時でも後ろ向きになることがないよう導いていただきました。



西会津でのイベントの様子

小野町地域おこし協力隊 阿井 伸介

なにもかも地域の方々におんぶにだっこで助けられてばかりの昨年であったと感じています。(こんな状態のまま任期を終える可能性が高いかもしれませんが…)

そんな中、生産組合ペルサルーテが町から産業技能功績表彰を受け、加えて福島県・福島民友新聞社主催の「福島県豊かなむらづくり顕彰」の農業生産部門での表彰を受けることとなりました。

私は組合のお手伝いをしていて、たまたまこのタイミングに居合わせただけですが、組合の皆さんの活動や地域への貢献が認められ大変喜ばしかったです。

微力ではありますが今後もできることからお手伝いしていこうと思っています。

めっきりと寒くなり新型コロナウイルス感染症だけでなく何かと体調を崩しやすい季節からではありますが、どうか皆さんご自愛ください。



ペルサルーテの皆さんと

国民健康保険からのお知らせ

～交通事故などで保険証を使用する場合は届け出を～

交通事故など第三者の行為により傷病が生じた場合でも、国民健康保険被保険者証(保険証)で治療を受けることができます。この場合の治療費は、本来、加害者が全額負担(過失割合があればその割合相当)することになりますが、国民健康保険が医療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求することになります。

保険証を使用する際は、必ず町民生活課にご連絡ください。連絡後は、速やかに「第三者行為の傷病届」を提出することが必要です。

なお加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、その事故などについては国民健康保険が使えなくなることがありますので、示談の前に必ずご相談ください。



問 町民生活課 ☎72-6933